

公益財団法人青森県市町村振興協会基金貸付細則

平成24年 2月24日 細則第2号

平成25年 3月18日 細則第1号

平成27年 1月 6日 細則第1号

(趣旨)

第1条 この細則は、公益財団法人青森県市町村振興協会(以下「協会」という。)基金積立運用規程(平成23年規程第10号)第5条の規定に基づき、協会が、市町村等に対して基金の資金(以下「資金」という。)を貸付ける場合の貸付の条件、手続きその他必要な事項を定めるものとする。

(貸付の種類)

第2条 資金の貸付は、長期貸付及び短期貸付とする。

2 長期貸付とは、貸付対象事業に係る地方債の届出及び協議の同意又は許可を受けている市町村等に対する一会計年度を超える貸付をいう。

3 短期貸付とは、貸付対象事業に係る一時借入金としての貸付で、同一会計年度内に償還が行われるものをいう。

(貸付対象事業)

第3条 協会の貸付対象事業は、別表に掲げる災害関連事業で市町村等が緊急に実施を必要とする単独事業とする。ただし、資金に余裕のある場合は、別表に掲げるその他の単独事業を対象とすることができる。

(貸付の要件)

第4条 資金の貸付を受けようとする市町村等は、次に各号に掲げる要件を具備しなければならない。

(1) 償還の見込みが確実であること

(2) 事業の計画が適切であること

(3) 財務の経理が明確であること

(4) 長期貸付にあつては、地方債の届出及び協議の同意又は許可を受けているか、又は当該年度において地方債の届出及び協議の同意又は許可を受けることが確実と認められるものであること

(貸付の方法)

第5条 資金の貸付の方法は、証書貸付によるものとする。

(貸付条件)

第6条 資金の貸付条件は、次の各号に定めるところによる。

(1) 貸付期間は1年以上15年以内の1年単位とし、市町村等の希望により決定する。

(2) 償還据置期間は、据置期間無し、又は1年以上3年以内の1年単位とし、市町村等の希望により決定する。

(3) 貸付利率は、貸付日における財政融資資金貸付金の元金均等償還半年賦払いに示す利率から0.3パーセントを減じたものを基本とし、理事長が決定する。

(4) 貸付日は、長期貸付にあつては毎年度3月25日、短期貸付にあつては借入希望日とする。ただし、その日が金融機関の休業日に当たるときはその翌営業日とする。また、これらの日が既貸付に係る元利金払込期日に当たるときは、その翌日、その日が金融機関の休業日に当たるときはその翌営業日とする。

(5) 償還期限は、長期貸付にあつては前第1号による期間とし、短期貸付にあつては同一会計年度内とする。

(6) 元金の償還方法は、長期貸付にあつては、半年賦元金均等償還の方法、短期貸付にあつては、一括弁済の方法によるものとする。

(7) 利息の払込は、長期貸付にあつては、借入日の翌日から最終償還の日までの利息を、短期貸付にあつては、借入日の翌日から元金償還の日までの利息を協会に払込むものとする。

(8) 延滞利息は、延滞元利金につき年10パーセントとする。

(9) 一般財団法人全国市町村振興協会の基金を原資とする貸付事業にあつては、前各号の規定にかかわらず「一般財団法人全国市町村振興協会基金貸付細則」の定めるところによるものとする。

(借入の申込)

第7条 資金の貸付を受けようとする市町村等は、次の各号に掲げる書類を原則として貸付日の2週間前までにこの法人に提出するものとする。

(1) 借入申込書(様式第1号又は様式第2号)

(2) 事業概要調書（様式第3号又は様式第4号）

(3) 長期貸付にあつては起債届出書写及び起債同意書写又は起債許可書写、短期貸付にあつては一時借入金現在額調（様式第5号）

2 前項に定めるもののほか、協会は、当該市町村等に対し、必要と認める書類の提出を求めることがある。
（貸付の決定）

第8条 理事長は、借入の申込みを受けたときは、貸付の可否及び貸付額を決定のうえ、貸付を行うことに決定した市町村等に対しては、借用証書（様式第6号又は様式第7号）の提出を求め、貸付を行わないことに決定した市町村等に対しては、その旨を通知するものとする。

（貸付及び償還の実行）

第9条 市町村等は、前条の借用証書を直ちに協会に提出するものとし、理事長は、これと引換に資金を送付するものとする。

2 理事長は、前項に規定する資金送付後、長期貸付に係る資金にあつては、償還年次表（様式第8号）を作成し、これを当該市町村等に送付するものとする。

3 協会は、資金の貸付に係る元利支払期日の2週間前までに、元利金払込通知書（様式第9号）を当該市町村等に送付するものとする。

4 市町村等は、前項に規定する元利金払込通知書に定められた期日に、同通知書によって指定された金融機関に元利金を払い込むものとする。

（繰上償還）

第10条 理事長は、資金の貸付を受けた市町村等が、資金を貸付の目的外の用途に使用したときは、資金の全部又は一部を繰上償還させることができる。この場合においては、理事長は、繰上償還をさせようとする日の10日前までに当該市町村等に対し、繰上償還通知書（様式第10号）を送付するものとする。

2 市町村等は、貸付を受けた資金の全部又は一部を繰上償還することができる。この場合においては、当該市町村等はあらかじめ繰上償還申請書（様式第11号）を理事長に提出するものとする。

3 前項の場合において、理事長は、その必要性を認めた場合は、第1項の例により処理するものとする。
（委任）

第11条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

1 この細則は、公益財団法人青森県市町村振興協会の設立の登記の日から施行する。

2 財団法人青森県市町村振興協会基金貸付細則（昭和54年5月10日規程第11号）は廃止する。

附 則

この細則は、平成25年3月18日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年1月6日より施行する。

別 表(第3条関係)

公益財団法人青森県市町村振興協会基金貸付対象事業

災害 関 連 事 業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象に伴う災害に関する事業 (2) 大規模な火事又は爆発等に伴う災害に関連する事業 (3) 以上のほか理事長が貸付対象事業として認める災害に関連する事業
そ の 他 の 単 独 事 業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 歴史上又は学術上価値の高い建造物、城跡等文化財の保存に資するための事業 (2) 通学道路、図書館、美術館等教育文化の向上及びスポーツの振興に資するための事業 (3) 集会施設等地域連帯意識の醸成に資するための事業 (4) 自然的条件及び風土に調和した個性的な街づくりに資するための事業 (5) 自然災害防止施設等地域の防災に資するための事業 (6) 民生施設、環境保全施設等住民の生活福祉の向上に資するための事業 (7) 共同研修施設等会員職員の資質の向上に資するための事業 (8) 以上のほか緊急に整備を要する施設整備事業のうち貸付対象事業として理事長が認める事業

様式第1号(第7条関係)

※
※

年 月 日 受付号
年度 長 第

長期貸付借入申込書

1. 借入金額 金 _____ 円也

2. 資金の用途

3. 借入条件

借入期間	利率

4. 借入希望期日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

5. 元利金の支払方法及び期日 半年賦元金均等償還とし、貴協会が作成される償還年次表により償還します。

6. 資金の交付を受ける銀行等の店舗 金融機関名: _____ 預金種目: _____ 預金

口座番号: _____ 口座名: _____

上記により、貴協会から資金を借りたいので、別紙書類を添えて申し込みます。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

職氏名

印

公益財団法人青森県市町村振興協会
理事長 殿

- (注) 1. ※印の欄は、記入しないでください。
2. 借入金額は、算用数字(1.2.3...)で記入してください。
3. 「6資金の交付を受ける銀行等の店舗」欄は、金融機関名等を正確に記入してください。
4. 申込年月日は、申込書類を提出する年月日を記入してください。

様式第2号(第7条関係)

※
※

年 月 日 受付号
年度 短 第

短期貸付借入申込書

1. 借入金額 金 _____ 円也
2. 資金の用途 _____
3. 利率 年 _____ %
4. 借入希望期日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
5. 償還予定期日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
6. 利息支払い方法及び期日 元金償還の日において、借入日の翌日から元金償還の日まで日数に応じて支払います。
7. 資金の交付を受ける銀行等の店舗 金融機関名: _____ 預金種目: _____ 預金
口座番号: _____ 口座名: _____

上記により、貴協会から資金の借りたいので、別紙書類を添えて申し込みます。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

職氏名

印

公益財団法人青森県市町村振興協会
理事長 殿

- (注) 1. ※印は、記入しないでください。
2. 借入金額は、算用数字(1.2.3...)で記入してください。
3. 「7. 資金の交付を受ける銀行等の店舗」欄は、金融機関名及び登録口座名を正確に記入してください。
4. 申込年月日は、申込書類を提出する年月日を記入してください。

様式第3号(第7条関係)

												※ 年 月 日 受付		
団体名			連絡先	担当部課名		部	課	担当者氏名		電話番号				
借入申込額	千円		借入希望期日	年 月 日		事業名								
記同 載意 許予 可定 ・状 況	事業区分		年度 事業債		許可年月日等		年 月 日 (指令 第 号)							
	許可・同意(予定)額		千円		予算中地方債 に関する定め	限度額		千円						
	同上資金区分		協会資金	その他の資金		償還方法								
			千円	千円										
協会資金の借入状況				年 月 日		千円(短期、長期)		年 月 日		千円(短期、長期)				
今回借入申込額のうち短期からの振替希望額				年 月 日		短期借入		千円より		千円を長期借入へ振替える。				
全体計画の概要		事業年度		年度から 年度まで		カ年事業		予算措置						
		総事業費		千円		前年度までの施行済額		本年度施行(予定)額		翌年度以降施行予定額				
						千円		千円		千円				
本 年 の 度 施 の 行 事 状 業 況 等	工事等の内容		数量	単価	事業費		着工(予定)年月日	竣工(予定)年月日		本及 事 業 の 業 務 必 要 性 等				
				千円	千円									
	計													
同 上 内 財 源	地方債		協会資金		千円		その他 参考 事項							
			その他		千円									
	国・県費		千円											
	一般財源等		千円											
※ 年度 貸付事業			※貸付決定額		千円		* 審 査	常務理事	事務局長	事務局次長	出納員	事務局員	担当者	付記
※ 年 月 日 決定			※ 貸付日		年 月 日									
※ 貸付の可否 可 否			※ 送金日		年 月 日									
(注) ※印は記入しないでください。														

様式第4号(第7条関係)

短期貸付事業概要調書

※ 年 月 日 受付

団体名				連絡先	担当部課名	部	課	担当者氏名	電話番号				
借入申込額	千円			借入希望期日	平成	年	月	日	償還予定期日	平成	年	月	日
事業名 (資金の用途)					資金を必要とする理由								
事業費 (資金需要)	千円	自己資金	千円	借入金		千円							
		予算に定めた一時借入金の最高額 ^㉑	千円			一時借入金現在高 ^㉒	千円						
① - ②		千円											
長期貸付への振替希望	替希望の有無	替希望額	起債許可申請の有無	その他参考事項									
		千円											
協会資金の借入状況	平成	年	月	日	千円	(短期、長期)							
	平成	年	月	日	千円	(短期、長期)							
※ 年度 貸付事業	※ 貸付決定額			千円		※ 審査	常務理事	事務局長	事務局次長	出納員	事務局員	担当者	※付記
※ 年 月 日 決定	※ 貸付日			年 月 日									
※ 貸付の可否 可否	※ 送金日			年 月 日									

長期貸付借用証書

金額	円也
----	----

上記金額を、本日、次の条件及び裏面特約条項を承認のうえ借用しました。

1.資金の用途 _____

2.借用条件

3.償還期限 平成 年 月 日

4.据置期限 平成 年 月 日

5.元利金の支払方法及び期日 半年賦元金均等償還とし、貴協会が作成される償還年次表により償還します。

6.元利金の支払場所 金融機関名: _____

平成 年 月 日

職氏名 印

公益財団法人青森県市町村振興協会
理事長 殿

- (注) 1. ※印は、記入しないでください。
 2. 金額は、算用数字(1. 2. 3...)で記入してください。
 3. 借用年月日は、資金の貸付年月日を記入してください

様式第6号裏面（第8条関係）

特 約 条 項

1. 利息の計算

利息は、借入の翌日から計算するものとする。

2. 繰上償還

(1) 借入団体は、協会の承認を得て借入金の全部又は一部を繰上償還することができる。

(2) 協会は、借入団体が貸付金を目的外の用途に使用したときは、借入団体に対し貸付金の全部又は一部を繰上償還させることができる。

(3) 繰上償還の場合における元利金の払込期日は協会が指定するものとする。

3. 延滞利息

借入団体は、元利金の払込を遅延した場合は、その額について払込期日の翌日から払込当日まで年10パーセントの割合で延滞利息を払い込むものとする。

4. 報告

借入団体は、借入金の償還が終わるまでの間に下記各号に該当する場合には、その都度すみやかに協会に報告するものとする。

(1) 借入団体の名称を変更した場合。

(2) 廃置分合又は境界変更を行ない借入金の債務の継承を生じた場合。

(3) 借入金を財源として施行する予定の事業又は施行中若しくは施行した事業を中止し、廃止し、又は計画を変更した場合。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、協会から指示を受けた場合

5. 調査

協会は、貸付金にかかる債権の管理又は保全のため書類若しくは実地について調査することができるものとする。

6. その他

この特約条項に定めのない事項で必要事項が生じた場合は、協会の指示によるものとする。

短期貸付借用証書

金額

円也

上記金額を、本日、次の条件及び裏面特約条項を承認のうえ借用しました。

1.資金の用途 _____

2.利率 年 %

3.償還期限 平成 年 月 日

4.利息の支払日 平成 年 月 日

5.元利金の支払場所 金融機関名: _____

平成 年 月 日

職氏名

印

公益財団法人青森県市町村振興協会
理事長 殿

- (注) 1. ※印は、記入しないでください。
2. 金額は、算用数字(1. 2. 3...)で記入してください。
3. 借用年月日は、資金の貸付年月日を記入してください

様式第7号裏面（第8条関係）

特 約 条 項

1. 利息の計算

利息は、借入の翌日から計算するものとする。

2. 繰上償還

(1) 借入団体は、協会の承認を得て借入金の全部又は一部を繰上償還することができる。

(2) 協会は、借入団体が貸付金を目的外の用途に使用したときは、借入団体に対し貸付金の全部又は一部を繰上償還させることができる。

(3) 繰上償還の場合における元利金の払込期日は協会が指定するものとする。

3. 延滞利息

借入団体は、元利金の払込を遅延した場合は、その額について払込期日の翌日から払込当日まで年10パーセントの割合で延滞利息を払い込むものとする。

4. 報告

借入団体は、借入金の償還が終わるまでの間に下記各号に該当する場合には、その都度すみやかに協会に報告するものとする。

(1) 借入団体の名称を変更した場合。

(2) 廃置分合又は境界変更を行ない借入金の債務の継承を生じた場合。

(3) 借入金を財源として施行する予定の事業又は施行中若しくは施行した事業を中止し、廃止し、又は計画を変更した場合。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、協会から指示を受けた場合

5. 調査

協会は、貸付金にかかる債権の管理又は保全のため書類若しくは実地について調査することができるものとする。

6. その他

この特約条項に定めのない事項で必要事項が生じた場合は、協会の指示によるものとする。

様式第9号(第9条関係)

元利金払込通知書

金額		円	長期貸付	平成	年度	期分
			短期貸付	平成	年	月
内 訳	貸付日	事業名	金額			
			元 金	利 子	計	
払込期日			平成	年	月	日
払 込 （ 受 取 ） 先	指定銀行					
	預金種目					
	口座番号					
	受取人					
	住所及び電話番号					
振込指定		電信扱				

上記のとおり払い込んで下さい。

平成 年 月 日

公益財団法人青森県市町村振興協会
理事長

印

殿

様式第10号(第10条関係)

繰上償還通知書

繰上償還決定額	円
事業名	
貸付年月日	年 月 日
貸付額	円
未償還元金	円
繰上償還元金	円
差引貸付残額	円
払込期日	年 月 日
払込方法	別添「元利金払込通知書」のとおり

上記のとおり決定したので通知します。

平成 年 月 日

公益財団法人青森県市町村振興協会
理事長

印

殿

様式第11号(第10条関係)

繰上償還申請書

繰上償還希望額		円
借入年月日		平成 年 月 日
当初借入額		円
未償還元金		円
繰上償還元金		円
差引借入残額		円
繰上償還希望期日		平成 年 月 日
繰上償還理由		

上記により繰上償還したいので申請します。

平成 年 月 日

職氏名

印

公益財団法人青森県市町村振興協会

理事長

殿